

# 印旛都市広域市町村圏事務組合水道企業部組織規程

昭和56年12月25日

規程第1号

改正 昭和57年3月3日規程第2号 昭和59年3月23日規程第2号  
昭和60年3月11日規程第2号 昭和62年3月23日訓令第1号  
昭和63年3月23日訓令第1号 平成8年3月25日水企管規程第1号  
平成10年3月28日水企管規程第1号 平成12年12月26日水企管規程第3号  
平成13年3月27日水企管規程第1号 平成14年3月27日水企管規程第4号  
平成16年3月24日水企管規程第1号

(趣旨)

第1条 この管理規程は、印旛都市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業の設置等に関する条例(昭和56年印旛都市広域市町村圏事務組合条例第4号)第4条第2項に規定する水道企業部(以下「水道企業部」という。)の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(課及び出先機関等の設置)

第2条 水道企業部に本庁として次表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に当該右欄に掲げる係等を置く。

課名	係等名
業務課	総務係 経理班
工務課	企画調整班 工事班

2 水道企業部に出先機関として、次表の左欄に掲げる加圧ポンプ場を置き、加圧ポンプ場に当該右欄に掲げる班を置く。

出先機関名	班名
印東加圧ポンプ場	管理班

(課の分掌事務)

第3条 前条第1項に規定する各課の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。  
業務課

- ( 1 ) 業務の総合調整に関する事。
- ( 2 ) 条例、規則及び管理規程等に関する事。
- ( 3 ) 公印の管理に関する事。
- ( 4 ) 文書の受領、発送及び整理保存に関する事。
- ( 5 ) 組織及び定員に関する事。
- ( 6 ) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関する事。
- ( 7 ) 職員の給与、旅費その他の給付に関する事。
- ( 8 ) 勤務時間その他勤務条件に関する事。
- ( 9 ) 職員の研修及び福利厚生に関する事。
- (10) 職員の安全衛生管理及び公務災害に関する事。
- (11) 予算の編成及び執行管理に関する事。
- (12) 企業債、出資金及び一時借入金に関する事。
- (13) 財政計画、資金計画及び運用に関する事。
- (14) 庁舎の維持管理に関する事。
- (15) 契約の締結に関する事。
- (16) 資産の取得及び管理に関する事。
- (17) 共通物品の調達に関する事。
- (18) 車両の管理及び事故処理に関する事。
- (19) 広報に関する事。
- (20) 業務状況の報告に関する事。
- (21) 経理状況の報告に関する事。
- (22) 用水料金に関する事。
- (23) 出納その他会計事務に関する事。
- (24) 決算の調整に関する事。
- (25) 出納取扱金融機関等に関する事。
- (26) 建設工事に係る指名業者の選定に関する事。
- (27) その他他の課に属さない事項に関する事。

#### 工務課

- ( 1 ) 水道用水供給事業の基本計画に関する事。
- ( 2 ) 水道用水供給事業の認可に関する事。
- ( 3 ) 水源の確保に関する事。
- ( 4 ) 給水計画に関する事。

- (5) 用水供給に関すること。(用水料金に関する事項を除く。)
- (6) 建設工事等(新設・更新・修繕(加圧ポンプ場において所掌するものを除く。))に関すること。
- (7) 国庫補助金に関すること。
- (8) 用水供給施設の維持管理(加圧ポンプ場において所掌するものを除く。)に関すること。
- (9) その他工務課の所管に属する事項に関すること。  
(加圧ポンプ場の分掌事務)

第4条 第2条第2項に規定する加圧ポンプ場の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 送水に関すること。
- (2) 用水供給施設の運転に関すること。
- (3) 用水供給施設の維持管理(加圧ポンプ場に係るものの一部に限る。)に関すること。
- (4) 修繕工事(加圧ポンプ場に係るものの一部に限る。)に関すること。
- (5) 水質管理に関すること。
- (6) 庁舎(加圧ポンプ場)の管理に関すること。
- (7) 薬品の使用管理に関すること。
- (8) その他加圧ポンプ場の所管に属する事項に関すること。

(職制)

第5条 水道企業部に部長を、本庁の課に課長及び課長補佐を、係に係長を置く。

- 2 加圧ポンプ場に、場長を置く。
- 3 前2項に規定するもののほか、水道企業部に技監を、本庁の課及び加圧ポンプ場に主幹、副主幹及び主査を置くことができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、本庁の課及び加圧ポンプ場に必要な職員を置く。

(職務)

第6条 部長は、上司の命を受け、部の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 課長及び場長は、上司の命を受け、課又は加圧ポンプ場の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 課長及び場長は、業務の円滑な運営を図るため、必要に応じ、所属職員のうちから班の責任者(以下「班長」という。)を指名するものとする。
- 4 課長補佐は、課長を補佐し、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、課長に事

故があるときはこれを代理する。

- 5 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 技監、主幹、副主幹、主査及び主査補は、上司の命を受け、所掌事務を掌理する。
- 7 班長は、上司の命を受け、班の所属職員を指揮監督する。
- 8 前各項に定めるもののほか、職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(相互援助)

第7条 臨時又は特殊な事務を処理する場合において繁忙かつ緊急なときは、水道企業部長は、特定の課又は職員を指定し、相互に援助させることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年3月3日規程第2号)

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月23日規程第2号)

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月11日規程第2号)

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月23日訓令第1号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月23日訓令第1号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月25日水企管規程第1号)

この管理規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月28日水企管規程第1号)

この管理規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月26日水企管規程第3号)

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成13年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程の施行の日の前日において、次の各号に掲げる職に補されている職員(第2号に掲げる職に補されている職員にあつては、同日におけるその属する職務の級が4級である者に限る。)は、別に辞令を発せられない限り、この管理規程の施行の日をもって主査補の職に補されたものとする。

( 1 ) 副主査

( 2 ) 主任主事、主任技師

附 則(平成13年3月27日水企管規程第1号)

この管理規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月27日水企管規程第4号)

(施行期日)

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程の施行の日の前日において、運転管理係に勤務を命ぜられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この管理規程の施行の日をもって同一の勤務条件により、管理係に勤務を命ぜられたものとする。

附 則(平成16年3月24日水企管規程第1号)

この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。